

# 遠藤長官 基調講演 「地域金融、SDGs、そしてインパクト」

社会的インパクト投資フォーラム

ポスト G20:SDGs 達成に向けたイノバティブファイナンスの可能性

9月6日(金) 10:20-10:35

於: アカデミーヒルズ

## 1. はじめに

- ただいまご紹介いただきました、金融庁長官の遠藤です。本日は GSG 国内諮問委員会主催のフォーラムにおいて、こうしてお話しする機会をいただきまして、誠にありがとうございます。
- 本日のフォーラムの主題であります SDGs 達成に向けたイノバティブファイナンスについては、先般の G20 大阪サミットにおいて、安倍総理より「日本は、地球規模課題の解決に必要な資金確保のため、社会的インパクト投資や、休眠預金を含む多様で革新的な資金調達の内り方を検討し、国際的議論の先頭に立つ考え」であることが述べられているところです。
- 本日のフォーラムは、こうしたイノバティブファイナンスの中でも、とりわけインパクト金融にフォーカスを当てたものと理解しております。金融が SDGs にいかに貢献できるのかということは、様々な形で議論されてきておりますが、その際の中心的なコンセプトが「インパクト」ということかと思われれます。

金融というものは、リスク・リターンの関係性の中で、投資や融資の決定をしていくことが基本となりますが、その決定プロセスの中で、SDGs への貢献といった「インパクト」の要素をいかに組み込んでいくのかということが、現在、精力的に議論されているわけです。

- こうした議論の流れの中で、この9月には、こうしたインパクト金融の考え方を前面に押し出した「責任銀行原則（PRB: Principles for Responsible Banking）」が正式に発足する予定であり、日本からは、三井住友信託銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行の4行が既に賛同を表明していることは、皆様ご存知のところかと思えます。この「責任銀行原則」では、これに賛同する各銀行において、その事業戦略を、SDGs や気候変動に係るパリ協定と整合的なものとし、それに貢献していくことが求められています。そして、その貢献、すなわちインパクトを増大するように取り組み、こうしたインパクトについて説明責任を果たすことが求められることとなります。
  
- 本日は、こうした潮流を踏まえながら、金融庁が進めている施策のうち「地域金融とSDGs」を中心に、インパクトという観点も交えながら、お話できればと考えております。

## 2. 地域金融とSDGs

- 地域金融機関の金融仲介機能の発揮においては、「共通価値の創造」という好循環のループの構築を目指すことが特に重要だと考えております。

地域金融機関における「共通価値の創造」とは、顧客企業の経営課題を適切に把握し、その解決に資する方策の策定・実行に必要なアドバイス、資金使途に応じた適切なファイナンスなどを組織的・継続的に実施することにより、地域企業の生産性を向上させ、地域経済の発展に資する、それが、地域金融機関にとっても継続的な経営基盤を確保することになる、という好循環を意味しております。
  
- その具体例として、北都銀行（秋田市）が融資した木質バイオマス発電事業では、
  - ・ 秋田県で新たに計画されたバイオマス発電事業において、当初は主たる

燃料として輸入ヤシ殻を使用する計画だったが、

- ・ 秋田県の面積の約7割を森林が占めているにもかかわらず森林資源の有効活用が出来ていないという地域課題を把握していた北都銀行が、
- ・ 地元森林組合と交渉して、間伐材による木質バイオマスチップを長期的に供給するという契約をまとめ、
- ・ 結果として、森林の保全や再造林を可能とした事例

○ また、滋賀銀行が融資したフグの陸上養殖事業では、

- ・ 魚資源の減少による養殖需要が高まる一方で、海洋での養殖による水質汚染問題が生じている現状を踏まえ、
- ・ 池や湖の水質浄化技術を持ち、皇居外苑濠等の浄化を行った実績のある企業と取引のあった滋賀銀行が、
- ・ 浄化技術を活用して陸上養殖を新規事業として始めることを支援し、
- ・ 結果として、養殖水槽から排水を行わないフグの養殖に成功し、環境保全と魚資源の獲得に貢献した事例

など、融資という銀行の本業を通じて、事業者の事業拡大や生産性向上と、地域社会・経済にポジティブな効果を与えた事例が多くあります。

○ こうした事例については、環境省において、地域金融機関向けに、「事例から学ぶ ESG 地域金融のあり方」として公表されておりますが、金融庁は、このとりまとめに協力するとともに、環境省と共同して各地で説明会を順次実施してきております。

この事例集では、地域金融機関の融資案件の中から、他にも、①地元産にこだわった日本酒、②地元オリーブ産業の創生、③衛星・IT 技術を活用した農業支援、④廃タイヤのリサイクル、⑤都市再開発といった具体的な事例が挙げられているところです。更に、信用組合の理念が SDGs そのものであると考え、金融機関として SDGs 宣言を行った第一勧業信用組合も紹介されており、事業者・地域金融機関にとってのリスク・リターンへの効果などが ESG

金融の視点で分析されておりますので、こうした事例の積み重ねが、インパクトとリスク・リターンの関係の究明に寄与していくことを期待したいと思います。

また、金融庁におきましても、今後、地域の生産性向上に取り組む地域金融機関の事例を公表していきたいと考えておりますので、これもまた、そのような関係性を明らかにしていく取り組みの一助となればと期待する次第です。

- こうした地域金融機関による「共通価値の創造」への取り組みは、民間企業も社会的課題解決を担う主体と位置付ける SDGs の考え方と軌を一にしており、金融庁としても、地域金融機関による事業性評価に基づく融資や本業支援の取り組み等の中で、SDGs の取り組みを積極的に後押ししているわけです。
- ただし、ここで重要なことは、金融庁は、地域金融と SDGs といっても、地域金融機関の業務の公共性だけを理由にその収益性を度外視して、SDGs のような社会的課題に取り組むことを求めているのではないという点です。むしろ、そうではなくて、地域金融機関がその本業を通じて SDGs で掲げられた課題を含む地域の様々な課題に取り組んでいくことで、地域金融機関の将来にわたる収益性も確保していくことを期待しているわけです。
- 従って、地域金融機関において SDGs に取り組む場合には、①まずは地域のそれぞれの実情に応じて、「共通価値の創造」において重要な鍵となる、その顧客企業の事業における主要な課題や、その存立基盤である地域にとって重要性のある社会的課題を見出していくこと、②そして次にそれらの課題の解決に取り組むことで、持続的な地域を実現すると同時に、地域金融機関と顧客企業双方の収益の向上に繋げていくこと、の2点が重要となります。

### 3. インパクト金融を巡る国際的な議論について

- さて、こうしたインパクト金融を巡っては国際的な議論も各方面で進んできております。この点については、本日のフォーラムを主催されている GSG 国内諮問委員会も属する GSG (Global Steering Group for Impact Investment) が、2013 年の G 8 サミット以降、インパクト金融の議論を国際的にリードしてこられたことに敬意を表したいと思います。

インパクト金融の議論の広がりの中で、最近では、例えば、世銀グループの IFG が「インパクト投資に関する運用原則」を公表しておりますし、ESG 投資や環境金融に関連して、責任投資原則 (PRI) や国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP-FI) などが、インパクト金融に関連する原則を次々と公表しております。本日のお話の冒頭でも言及しました「責任銀行原則」も、こうした流れの中で策定されてきたものと理解しております。

- こうした原則ベースの取り組みがある一方で、直近では、インパクト金融をよりルール・ベースのものに近づけていこうとする動きがあるようにも感じております。欧州委員会は、昨年 3 月にサステナブルファイナンス行動計画を公表しており、その行動計画に沿って、どのような経済活動が環境面でサステナブルとみなすことができるかを定義しようとするタクソノミーの開発を順次進めております。

このタクソノミーは、環境などのサステナビリティに貢献するものとして金融商品をマーケティングする事例が見られる中で、例えば、投資信託などの金融商品がサステナブルな投融資を本当に行っているか、また、金融商品で参照される金融インデックスに沿った投融資を行うことが本当にサステナブルなものになっているかを判定するために策定が目指されているものではありません。

しかし、その中身を詳細に見てみると、インパクト金融における「インパクト」というものを金融当局が一定のルールとして決めてしまう取り組みのようにも見えます。

こうした観点から、具体的に、欧州委員会の専門家グループが策定したタクソミーの案を見てみますと、例えば、サステナブルと言えるためには、

- ① 発電について、キロワットアワーあたりの二酸化炭素排出量が 100 グラム以下でなければならず、かつ、この基準は 2050 年に向けて 5 年ごとに低減していくこと、
- ② 自動車について、当面は、キロメートルあたりの二酸化炭素排出量が 50 グラム以下であることが求められ、2025 年以降は、排出量ゼロでなければならないこと、

などが定められています。これは、発電であれば、LNG 火力発電もサステナブルとは言えず、自動車であれば、ハイブリッド車もサステナブルと言えないという基準を定めるものですので、極めて厳しい基準と言えるでしょう。

- こうしたサステナブルな経済活動の厳格な定義を目指す EU のタクソミーの議論にインパクト金融の議論が影響を受けることには、私としては少々懸念を持っているところです。

たしかに、グリーンウォッシュや SDGs ウォッシュの防止は重要ではありますが、何がグリーンであるのか、あるいは、何が SDGs に貢献するのかを、事前にかつ厳格に定義しすぎることは、SDGs を達成するための経路が様々にある中で、その経路の選択肢を必要以上に狭めるおそれがあるように思います。

また、こうして厳格に定められた基準について、いかにタイムリーにアップデートしていくかという課題もあります。今後様々なイノベーションが考えられる中で、その時々々の技術水準に応じてアップデートが必要となるものと見込まれますが、EU タクソミーが所要の手順を経て策定されてきている以上、その改訂にも所要の手順を踏む必要があり、それはその時々々の状況に応じて改訂がタイムリーに行われないうリスクが残ることを意味します。こうした点においては、原則ベースのアプローチの方が優れた面があると言ってよいでしょう。

更に、EU タクソミーは、いわば民間金融をサステナブルな資金使途に方

向付けようとするものですが、民間金融である以上は、リスク・リターンの関係性の下で適切なリターンが得られることが重要であり、タクソミーの基準を厳格にすることは、こうしたリスク・リターン面の経済性と両立しない可能性が高くなります。そうすると、純粋な民間金融というよりは、財政負担や公的金融を組み合わせた、いわゆるブレンディッドファイナンスの領域をより広げていくべきということになりますが、それは民間金融を幅広くサステナブル投資に呼び込もうとする EU タクソミーの当初の意図とは少々異なるものとなるようにも思われます。

いずれにせよ、こうした経済性との両立という点に着目すれば、①現在の EU タクソミーの内容そのものをより柔軟にする、あるいは、②そうしたタクソミーを達成するための移行の取り組みについても別途の基準を設ける、といったことが必要となってくるといったことが考えられるかもしれません。

- とは言え、EU タクソミーを作成しようという動機そのものには、学ぶべき点もあるように思います。それは、サステナブルファイナンスのようなある種の公共性を帯びる取り組みについて、共通言語を構築し、それに沿って説明責任を果たそうとする姿勢にあります。日本の多くの金融機関は、それぞれのやり方で公共的な役割を果たしていると自負しているかと思いますが、そこにおける基本的な考え方や具体的な取り組みについて、世界に対して分かりやすい言葉で語ろうとすることは、これまで少なかったように思われます。

そうした意味で、SDGs の文脈の中で、「リスク・リターン・インパクト」の関係性の究明について、具体的な事例に即しながら、日本において今後議論が進んでいくことで、日本の金融機関の公共的な役割に係る透明性と説明責任を高めることに繋がっていくことが期待されます。また、こうした議論が進んでいくことで、先程から述べてきた、リスク・リターンの経済性と両立するタクソミーのような仕組みのあるべき姿について、日本発の国際的なスタンダードが発展していくチャンスも生ずるのではないのでしょうか。

#### 4. おわりに

○ 以上、色々とお話し申し上げてまいりましたが。本日このフォーラムにお越しの有識者の皆様方の対話を通じ、また、このフォーラムを起点としてそうした対話が更に広がっていくことで、まだまだ緒についたばかりである「リスク・リターン・インパクトの関係性」についての議論が日本において深まっていくことを心より期待しております。

また、本日は、主に地域金融と SDGs という切り口でのお話をさせていただきましたが、地域金融に関わる皆様の間で、地域金融機関の業務の公共性は必ずしも収益性を度外視するというのではなく、地域の課題解決と地域金融機関自身の長期的な収益向上が両立あるいは補強しあっていくものであるとの認識がますます広まっていくことも期待している次第です。

金融機関を含めた企業の収益性は、企業を取り巻く地域社会と切っても切れない関係にあるということかと思えます。

まさにこうした関係性の中から、

- ① 本フォーラムのテーマであるインパクトとリスク・リターンの関係の究明が進んでいくこと、
  - ② また、そうした関係の究明が、インパクト金融やタクソノミーを巡る国際的なスタンダードの発展に寄与していくこと、
- への強い期待を表明させていただき、本日の締め言葉としたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

以 上